

ベトナム・インドネシア等の海外から運営されている海賊版サイトによる日本コンテンツの被害について

2026年3月26日

弁護士法人東京フレックス法律事務所

弁護士・漫画原作者 中島 博之

日本コンテンツの海賊版による被害に関して



出典:2023年4月22日 ワールドビジネスサテライトより

漫画・アニメ・グッズの海賊版被害、昨年10兆4000億円...経産省が対策強化へ

2026/01/26 05:00

保存して後で読む シェアする

経済産業省は、漫画やアニメ、キャラクターグッズなどオンライン上で違法に配信・販売される「海賊版」について、2025年の被害額の推計が10兆4000億円に上るとの調査結果をまとめた。世界で評価が高い日本のコンテンツ産業は、輸出の増加が見込まれる成長産業で、経産省は対策を強化する。

出典:2026年1月26日 読売新聞オンラインより



“漫画タダ読み” 年間被害額 推計約8.5兆円 海賊版サイトで

出典:2025年11月2日 NHKニュースより

- 本来金銭を支払わなければ見ることができない漫画作品が無料で公開されることによるタダ読みの被害額（日本語の海賊版サイト）は2021年の1年間で1兆19億円と推計（一社ABJ調べ）。2022年度は約5,069億円、2023年度は約3,818億円…と国内では減少傾向にあったものの、世界規模で見ると、外国語の海賊版サイトを含めると2025年度は年間8兆5,000億円と推計されている。
- また、アニメ・グッズなどを含めたコンテンツ全体の被害額は2023年に年間約2兆円前後と報道されていたところ、2025年度の被害額は10兆円を超えると報道されている。
- 日本の漫画やアニメ等に対する著作権侵害、海賊版サイト運営が稼げると認識している外国人によって、日本国外からサイト運営・著作権侵害が行われており、出版社(JPMAC)やCODA等の開示請求や調査により、ここ数年でその実態がより正確に把握された。

増加する海外からの著作権侵害

(2) 海外向け海賊版サイトに対する効果的な対策

海外向けの海外の海賊版サイトに関する侵害実態の継続的な把握や、外国公安当局との国際捜査共助の強化等、国際連携・国際執行の一層の推進を図るとともに、日本のコンテンツの侵害に関する著作権侵害の国外犯処罰の在り方についての検討を行うべきである。

特に、深刻な被害が続いているベトナム海賊版については、本年中にベトナムでの刑事処罰がなされない場合、「送信行為が日本の公衆に向けたものであり、日本と密接な関連性があると認められる場合など、「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得る」との解釈に基づき、日本の捜査機関において捜査を行い、日・ベトナム刑事共助条約に基づきベトナムの中央当局と直接の連絡を行うなどして、刑事処罰を早期に実現する必要がある。

また、アニメや漫画等で成果を上げている一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)や出版社連合等の国際執行を強化するため、関係府省庁による支援について検討を行うとともに、世界各国での刑事手続・行政手続・民事手続・ノック&トークをより一層推進する抜本的な予算の拡充を行うべきである。

出典:2024年6月3日 自民党知的財産戦略調査会提言より
<https://www.jimin.jp/news/policy/208366.html>

海賊版サイト、海外勢暗躍 被害最悪でも摘発ゼロ

ネットの間 [+フォローする](#)

2021年6月3日 19:50 (2021年6月4日 9:12更新) [会員限定記事]



人気漫画などをインターネット上で無断公開する「海賊版サイト」が海外に拠点を移している。「漫画村」の摘発以降、台頭してきたのが「ベトナム系」と呼ばれる海外組織だ。昨年の被害額は約2100億円と過去最悪の見込みだが、発信者の追跡が難しいことなどから、捜査当局による運営者などの摘発はゼロだった。専門家は「深刻化する権利侵害を防ぐには、国レベルでの対策が急務」と指摘する。

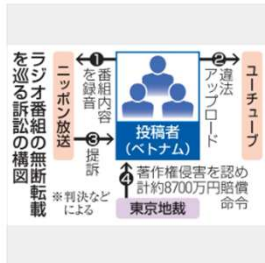
出典:2021年6月3日 日本経済新聞より
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO72566940T00C21A6CM0000/>

- **2023年度～2025年度の複数回の調査において、漫画の海賊版サイト（日本語）の上位10サイトのうち約半数はベトナムから運営されていることが確認された。2024年度に世界最大の月間約4億のアクセスを集めていた海賊版サイト（英語）もベトナムから運営されていた。**
- **直近ではインドネシアからの大手海賊版サイトの運営が確認された。**
- **日本から運営されていると思われる海賊版サイトはここ5年の調査で1件のみで、その他は全て国外から運営されていると思われる。**
- **海外発の著作権侵害事案が増えたことで文化庁の公式サイトでは、【「日本国内において罪を犯した」と評価できる場合には、日本の著作権法に基づき刑事処罰をし得ると考えられます。】と2024年になって明示されるようになった。**
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizoku/faq.html>

増加する海外からの著作権侵害②

ラジオ番組の無断転載、賠償命令 ベトナムの3人に計8700万円

1/24(土) 7:36 配信 31 〇 X f



ラジオ番組の内容を無断で動画投稿サイト「ユーチューブ」に転載されたとして、番組を制作したニッポン放送（東京）がベトナム在住の投稿者3人に損害賠償などを求めた訴訟で、東京地裁（中島基至裁判長）が投稿を違法と認め、請求通り動画削除と計約8700万円の支払いを命じた判決を言い渡したことが24日、分かった。昨年12月4日付で、ユーチューブは既に動画を削除した。

ラジオ番組の無断転載を巡る訴訟の

出典:2026年1月24日 共同通信より
<https://news.yahoo.co.jp/articles/53265f441acaa7a5e63d715e38f101e89e7b6bd6>

③政府間交渉・国際連携の強化

政府が最優先で取り組むべき課題が、政府間交渉・国際連携の強化である。

運営者の摘発にあたっては、運営者の居住地や、海賊版サイトのサーバー設置国等の現地の法執行機関との協力が不可欠である。まずは、現地当局への捜査要請として、国際捜査共助体制の構築と、その枠組みの活用が求められる。しかし、現地警察に情報を提供しても、必ずしも迅速な対応が得られるとは限らず、二国間協議や多国間の国際会議等の場も活用し働きかけを行うことが重要である。特に、現在、最大の拠点となっているベトナムについては、現地当局への情報提供を続けるも、未だに一人の逮捕者も出ていないのが実態であり、二国間関係に悪影響を及ぼしかねない深刻な課題として、あらゆる外交ルートをつうじて適切な対応につなげるべきである。

出典2024年10月15日 一般社団法人 日本経済団体連合会 提言より
https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/070_honbun.html

- **日本・ベトナムの首脳会談では事案の重大性から2021年、2023年に海賊版サイトの取締について合意が行われ、外務省でも公表されている。2024年11月14日付で文化庁からベトナム公安省に対し、海賊版サイト摘発を阻むベトナムの刑法解釈は存在しない旨を通知している。**
- **警察庁においてもベトナム政府との次官級会合や、ベトナム現地の日本大使館の大使レベルからもベトナム公安省に早期の取締要請を何度も行っている。しかし、複数のベトナム発の海賊版サイトの運営者を特定し、ベトナム公安省に摘発要請を行い（一番古いものは知財事務局のバックアップを得て行った2021年）、各省庁のバックアップのもとベトナム当局に摘発要請を行っているものの約5年たっても1件も摘発がされていない。**
- **2022年度には中国から運営されていた漫画海賊版サイト「漫画BANK」が中国現地で摘発され、以後、中国から運営されていると思われる漫画海賊版サイトが大幅に減少した事例も存在する。ベトナムにおいては抑止力となるような取締事例がないため、海賊版サイト運営やYouTube上での著作権侵害投稿などの侵害行為が依然として続いている。**

官民連携した国際執行の重要性

(6) 国際連携・国際執行等の強化

○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助等による捜査の推進を図る
○海賊版対策情報ポータルサイトや相談窓口を通じた情報収集及び著作権者等の権利行使を促進する
○海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する
○悪質なリーチサイトへの捜査を推進する
○諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う

- ・現地大使館・警察・法律事務所やCODAと連携し、**ベトナムやインドネシア等の海外発海賊版サイトの**犯人特定及び摘発ルートを開拓 (JPMAC)
- ・「中華人民共和国海外非政府組織国内活動管理法」に基づき正式にNGO法人として国家著作権局より許可を受けた「CODA北京事務所」を運営し、中国国内における①日本コンテンツの著作権認証業務、②会員社コンテンツの正当な権利保護業務、③日中著作権に関する調査・研究、④日中交流・協力を実施 (CODA)
- ・国際刑事警察機構(ICPO)、MPAほか、各国の現地政府機関、業界団体、事業者等との関係構築を行い、情報の共有や著作権侵害対策に関する協力を実施 (CODA)
- ・サイバーセキュリティの専門家(エシカルハッカー)と連携し、デジタルフォレンジック調査で運営者らが利用しているサービスを特定したり、オンラインプロファイリング/OSINT(オープンソースインテリジェンス)調査でSNSなどから海賊版サイトの運営者を特定し、現地でのエンフォースメントのため、証拠の保全や発信者情報の開示請求等を実施(CODA)
- ・中国における現地取締り機関等の取締りに基づき照会される権利侵害の確認に迅速に対応するため、権利照会DBを構築・活用(CODA)
- ・偽キャラクターグッズ対策委員会を新設し、日本が誇るコンテンツIPの権利侵害に対処(CODA)
- ・海外出版社等との情報共有、共同対策 (ABJ)
- ・サイトブロッキング (インドなど) などの民事および行政上の措置を講じるMPAを通じ、悪質な海賊版サイトへのアクセスの無効化や、悪質な海賊版サイトの運営者に関する情報を入手している (JIMCA)。
- ・世界中の権利者とともに、悪名高い海賊版サイトやサービスに対する取り組みを強化し、行動を促すために、毎年米国通商代表部 (USTR) に報告書を提出しているMPA/ACEの活動に協力 (JIMCA)
- ・MPA/ACEの活動を通じ、引き続き、海賊版対策に関する国際的な関心を高めることに尽力 (MPA/ACE)

出典:2025年5月30日インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表より

- ・ **2020年頃からベトナムからの著作権侵害が急増し、最近ではインドネシアからの侵害も確認されている。このような事情から、日本政府の出す海賊版対策の工程表でも「ベトナム」「インドネシア」は名指しされている。**
- ・ 日本の警察は海賊版サイトが利用している海外サーバ・データに対して直接の捜索差押権限がないため、情報入手には国際捜査共助などの仕組みを利用せねばならず、相当の時間がかかることから、民間で海外での裁判手続（米国でのサピーナ等）を利用して情報を集め、政府と連携して海外当局に摘発要請を出すルートが現在主流となっている。
- ・ **官民連携した取締を効果的に行うことが重要。**
- ・ ベトナム政府に対しては前ページのとおり各省庁が働きかけを行っているが大きな進展がないため、日本政府によるより強い働きかけを検討する必要があると思われる。
- ・ インドネシアにおいては、インドネシアの捜査当局であるDGIPに省庁からの出向者が存在し、より直接的に捜査当局に働きかけができる環境にあるため、出版社等が既に当局に摘発要請を行った事案について、官民連携した取締の実現が期待される。